

議案第15号

多可町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

多可町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成30年3月1日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町介護保険条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

多可町介護保険条例（平成17年多可町条例第137号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「33,000円」を「36,000円」に改め、同項第2号中「42,900円」を「46,800円」に改め、同項第3号中「49,500円」を「54,000円」に改め、同項第4号中「59,400円」を「64,800円」に改め、同項第5号中「66,000円」を「72,000円」に改め、同項第6号中「79,200円」を「86,400円」に改め、同項第7号中「85,800円」を「93,600円」に改め、同項第8号中「99,000円」を「108,000円」に改め、同項第9号中「112,200円」を「122,400円」に改め、同項第10号中「122,100円」を「136,800円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「190万円」を「200万円」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「290万円」を「300万円」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「29,700円」を「32,400円」に改める。

第15条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の多可町介護保険条例第2条の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

多可町介護保険条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>33,000円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>42,900円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>49,500円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>59,400円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>66,000円</u></p> <p>(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 <u>79,200円</u></p> <p>(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 <u>85,800円</u></p> <p>(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 <u>99,000円</u></p> <p>(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 <u>112,200円</u></p> <p>(10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 <u>122,100円</u></p> <p>2 <u>平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第6号イに規定する町が定める額は、120万円とする。</u></p> <p>3 <u>平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第7号イに規定する町が定める額は、190万円とする。</u></p> <p>4 <u>平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第8号イに規定する町が定める額は、290万円とする。</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>36,000円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>46,800円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>54,000円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>64,800円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>72,000円</u></p> <p>(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 <u>86,400円</u></p> <p>(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 <u>93,600円</u></p> <p>(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 <u>108,000円</u></p> <p>(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 <u>122,400円</u></p> <p>(10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 <u>136,800円</u></p> <p>2 <u>平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第6号イに規定する町が定める額は、120万円とする。</u></p> <p>3 <u>平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第7号イに規定する町が定める額は、200万円とする。</u></p> <p>4 <u>平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第8号イに規定する町が定める額は、300万円とする。</u></p>

現 行	改 正
<p>5 <u>平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第9号イ</u>に規定する町が定める額は、400万円とする。</p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>29,700円</u>とする。</p> <p>第15条 町は、被保険者、<u>第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が</u>正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p>	<p>5 <u>平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第9号イ</u>に規定する町が定める額は、400万円とする。</p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>32,400円</u>とする。</p> <p>第15条 町は、被保険者、<u>被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が</u>正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p>